

第2地区

(日誌脇・重年・五十里・北河内・黒川・大箱・当日)

※8時30分までに黒文字のごみはゴミステーションへ、赤文字のごみは資源物収集所へ出してください。



★ふるさと能登の自然環境を残すために、ごみの分別・ごみ出しのルールを守りましょう。

★不法投棄は、「しない」「させない」「ゆるさない」

令和6年 4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 もやせる	3 空き缶	4	5 もやせる	6
7	8	9 もやせる	10 もやせない スプレー缶・紙類	11 空きびん もやせる大型	12 もやせる ペットボトル 有害ごみ	13
14	15	16 もやせる	17 空き缶	18	19 もやせる	20
21	22	23 もやせる 紙類	24 埋立ごみ	25	26 もやせる	27
28	29	30 もやせる				

令和6年 5月

日	月	火	水	木	金	土
			1 空き缶	2	3 もやせる	4
5	6	7 もやせる	8 もやせない スプレー缶・紙類	9 空きびん もやせる大型	10 もやせる ペットボトル 有害ごみ	11
12	13	14 もやせる	15 空き缶	16	17 もやせる	18
19	20	21 もやせる 紙類	22 埋立ごみ	23	24 もやせる	25
26	27	28 もやせる	29	30	31 もやせる	

令和6年 6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 もやせる	5 空き缶	6	7 もやせる	8
9	10	11 もやせる	12 もやせない スプレー缶・紙類	13 空きびん もやせる大型	14 もやせる ペットボトル 有害ごみ	15
16	17	18 もやせる	19 空き缶	20	21 もやせる	22
23 30	24	25 もやせる 紙類	26 埋立ごみ	27	28 もやせる	29

令和6年 7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 もやせる	3 空き缶	4	5 もやせる	6
7	8	9 もやせる	10 もやせない スプレー缶・紙類	11 空きびん もやせる大型	12 もやせる ペットボトル 有害ごみ	13
14	15	16 もやせる	17 空き缶	18	19 もやせる	20
21	22	23 もやせる 紙類	24 埋立ごみ	25	26 もやせる	27
28	29	30 もやせる	31			

令和6年 8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 もやせる	3
4	5	6 もやせる	7 空き缶	8	9 もやせる	10
11	12	13 もやせる	14 もやせない スプレー缶・紙類	15 空きびん もやせる大型	16 もやせる ペットボトル 有害ごみ	17
18	19	20 もやせる	21 空き缶	22	23 もやせる	24
25	26	27 もやせる 紙類	28 埋立ごみ	29	30 もやせる	31

令和6年 9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 もやせる	4 空き缶	5	6 もやせる	7
8	9	10 もやせる	11 もやせない スプレー缶・紙類	12 空きびん もやせる大型	13 もやせる ペットボトル 有害ごみ	14
15	16	17 もやせる	18 空き缶	19	20 もやせる	21
22	23	24 もやせる 紙類	25 埋立ごみ	26	27 もやせる	28
29	30					

お問合せ：能登町住民課 ☎62-8510

※10月からは裏面になります。

令和5年4月1日から 家庭ごみ・資源の分別方法が一部変更となっています。分別冊子をご参照ください。

第2地区

(日誌脇・重年・五十里・北河内・黒川・大箱・当日)

※8時30分までに黒文字のごみはゴミステーションへ、赤文字のごみは資源物収集所へ出してください。



★ふるさと能登の自然環境を残すために、ごみの分別・ごみ出しのルールを守りましょう。

★不法投棄は、「しない」「させない」「ゆるさない」

令和6年 10月

日	月	火	水	木	金	土
		1 もやせる	2 空き缶	3	4 もやせる	5
6	7	8 もやせる	9 もやせない スプレー缶・紙類	10 空きびん もやせる大型	11 もやせる ペットボトル 有害ごみ	12
13	14	15 もやせる	16 空き缶	17	18 もやせる	19
20	21	22 もやせる 紙類	23 埋立ごみ	24	25 もやせる	26
27	28	29 もやせる	30	31		

令和6年 11月

日	月	火	水	木	金	土
					1 もやせる	2
3	4	5 もやせる	6 空き缶	7	8 もやせる	9
10	11	12 もやせる	13 もやせない スプレー缶・紙類	14 空きびん もやせる大型	15 もやせる ペットボトル 有害ごみ	16
17	18	19 もやせる	20 空き缶	21	22 もやせる	23
24	25	26 もやせる 紙類	27 埋立ごみ	28	29 もやせる	30

令和6年 12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 もやせる	4 空き缶	5	6 もやせる	7
8	9	10 もやせる	11 もやせない スプレー缶・紙類	12 空きびん もやせる大型	13 もやせる ペットボトル 有害ごみ	14
15	16	17 もやせる	18 空き缶	19	20 もやせる	21
22	23	24 もやせる 紙類	25 埋立ごみ	26	27 もやせる	28
29	30	31 もやせる				

令和7年 1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7 もやせる	8 空き缶	9	10 もやせる	11
12	13	14 もやせる	15 もやせない スプレー缶・紙類	16 空きびん もやせる大型	17 もやせる ペットボトル 有害ごみ	18
19	20	21 もやせる	22 空き缶	23	24 もやせる	25
26	27	28 もやせる 紙類	29 埋立ごみ	30	31 もやせる	

令和7年 2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 もやせる	5 空き缶	6	7 もやせる	8
9	10	11 もやせる	12 もやせない スプレー缶・紙類	13 空きびん もやせる大型	14 もやせる ペットボトル 有害ごみ	15
16	17	18 もやせる	19 空き缶	20	21 もやせる	22
23	24	25 もやせる 紙類	26 埋立ごみ	27	28 もやせる	

令和7年 3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 もやせる	5 空き缶	6	7 もやせる	8
9	10	11 もやせる	12 もやせない スプレー缶・紙類	13 空きびん もやせる大型	14 もやせる ペットボトル 有害ごみ	15
16	17	18 もやせる	19 空き缶	20	21 もやせる	22
23	24	25 もやせる 紙類	26 埋立ごみ	27	28 もやせる	29

お問合せ：能登町住民課 ☎62-8510

令和5年4月1日から 家庭ごみ・資源の分別方法が一部変更となっています。分別冊子をご参照ください。